

宇部市水道局広告掲載取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、水道局（以下「局」という。）の財産を広告媒体として活用することにより、局の新たな財源を確保するとともに市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第 2 条 広告掲載の対象となる局の財産は、次に掲げるもののうち、局が広告媒体として活用することを決定したものとする。

- (1) 局が発行する印刷物
- (2) 局のウェブページ
- (3) 前号に掲げるもののほか、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が広告媒体として活用することができると認めたもの

(規制業種又は事業者)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 前号に掲げるもののほか、管理者が広告掲載を承認することが不相当と認めるもの

(広告掲載基準)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反する広告又はそのおそれがある広告
- (2) 公序良俗に反する広告又はそのおそれがある広告
- (3) 政治性のある広告
- (4) 宗教性のある広告
- (5) 社会問題についての主義主張を含む広告
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 掲載希望者の代表者等の写真を含む広告

- (8) 商品先物取引に関する広告
- (9) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 条）
第 5 条第 1 項各号に掲げる表示に該当すると認められる広告
- (1 0) 医薬品、化粧品等でその広告の内容が虚偽又は誇大であるもの
- (1 1) 美観風致を害するおそれがある広告
- (1 2) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがある広告
- (1 3) 前号に掲げるもののほか、管理者が広告掲載をすることが不適当と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載基準に関し必要な事項は、広告媒体を所管する部署（以下「所管部署」という。）において別に定める。

（審査機関）

第 5 条 広告掲載の可否、広告掲載料、広告内容等に関して審査するため、宇部市水道局広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の構成は、管理者が別に定める。

（広告掲載の募集）

第 6 条 広告掲載の募集は、原則として、局ウェブサイト等を活用し、公募により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法により広告の募集ができるものとする。

(1) 公募による応募者の数が募集の数に満たない場合は、第 3 条及び第 4 条の規定を踏まえ、直接、広告掲載の依頼を行う。

(2) 第 1 8 条に規定する方法により募集する。

(3) その他管理者が特に認めたときは、直接、広告掲載の依頼を行う。

（広告の掲載順位）

第 7 条 同一の広告媒体について、掲載希望者が複数ある場合は、掲載する広告の順位は、所管部署において定める基準により決定する。

（広告掲載の申込み）

第 8 条 掲載希望者は、宇部市水道局広告掲載申込書（様式第 1 号）により、指定された期間内に広告原稿を添えて申し込むこととする。

2 掲載希望者は、広告原稿を自己の責任及び負担において作成する。

3 物件の買入れ等にかかる競争入札参加資格の審査申込みをしていない掲載希望者には、申込みの際、必要に応じて、業務内容等がわかるものの提示を求めることができる。

（広告の掲載場所、規格等）

第9条 広告の掲載場所、規格等は、所管部署において定めるものとする。

(所管部署において定める取扱基準)

第10条 前条の基準のほか、色彩及びデザイン、掲載の時期及び期間その他の広告掲載の取扱いに関する必要な事項は、所管部署において別に基準を定めるものとする。

2 所管部署は、前項の基準により広告掲載に係る事務を処理するものとする。

(広告掲載の決定等)

第11条 委員会は、第8条の規定による広告掲載の申込みがあった場合には、第4条に規定する広告掲載基準及び第10条に規定する取扱基準に基づいて、広告掲載の内容等を審査し、管理者がその可否を決定するものとする。

2 管理者は、広告の掲載又は非掲載を決定したときは、宇部市水道局広告掲載決定通知書(様式第2号)又は宇部市水道局広告非掲載決定通知書(様式第3号)により掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載の手続)

第12条 掲載希望者は、別に定める様式により、局と契約を締結するものとする。

2 掲載希望者は、所管部署が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告掲載者が、自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、契約締結まではこれを認める。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、掲載希望者は、宇部市水道局広告掲載取下げ申出書(様式第4号)により管理者に申し出なければならない。

3 広告掲載の取り下げに係る費用は、掲載希望者の負担とする。

(広告の掲載料)

第14条 広告の掲載料は、委員会で審査し、管理者が決定する。

(広告掲載料の納付及び経費の負担)

第15条 広告の掲載料は、第12条の契約の締結後、管理者が指定する期日までに納付するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 広告の版下原稿の作成費用は、掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の決定の取消し等)

第16条 管理者は、指定する期日までに掲載希望者が版下原稿を提出しないとき若しくは広告掲載料を納付しなかったとき又は広告掲

載に係る事業の進行に支障があると認めるときは、第11条の決定を取り消すことができる。

- 2 管理者は、前項の規定により広告掲載を取り消したことにより広告掲載者に損害が生ずることになっても、その損害の責を負わないものとする。

(広告掲載料の返還)

第17条 第12条の契約締結後、既納の広告の掲載料は、返還しない。ただし、掲載希望者の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、既納の広告の掲載料は、返還するものとする。

- 2 前項の規定により還付する広告の掲載料には、利子は付さない。

(広告代理店等への業務委託)

第18条 管理者は、第6条から第16条までの規定に係る業務を広告代理店その他管理者が適当と認める者(以下「広告代理店等」という。)に委託することができる。

- 2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項は、所管部署において別に定めるものとする。

(物品の受入れ)

第19条 管理者は、第6条から第12条までの規定にかかわらず、掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができるものとする。

- 2 前項の規定による物品の受入れは、委員会で審査し、管理者がその可否を決定するものとする。

- 3 管理者は、第1項の規定による物品の受入れをすることとした場合は、掲載希望者と当該物品の作成及び受入れに関する書面を交換するものとする。

(掲載希望者の責務)

第20条 掲載希望者は、掲載した内容について、一切の責任を負うものとする。

- 2 掲載希望者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、掲載希望者の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

- 3 掲載希望者の責に帰すべき理由により掲載広告が適当でなくなったときは、掲載希望者は、当該広告を掲載している広報物等に与えた損害額に対して賠償の責を負うものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(宇部市上下水道局広告掲載取扱要綱の廃止)

2 宇部市上下水道局広告掲載取扱要綱（平成30年上下水道局要綱）は、廃止する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。